

令和6年度指名停止状況

様式外1

○工事請負業者の指名停止状況

No.	商号又は名称	本店所在 地区分	指名停止期間			指名停止措置要件該当項目等 (山形市工事請負業者指名停止要綱)	指名停止理由
1	高橋土建株式会社	市内	12か月	R6.10.4	R7.10.3	別表第2(6)競売入札妨害又は談合	高橋土建株式会社の代表取締役は、山形県住宅供給公社が発注した「山形北インター産業団地造成工事に伴う建設残土運搬工事」の指名競争入札において、同公社職員と共謀し、非公表である入札に関連する金額や入札参加予定業者名などを事前に聞き出し、公正な入札を妨害した疑いがあるとして、令和6年9月26日、公契約関係競売等妨害の容疑により山形県警に逮捕された。
2	阿相建設株式会社	市内	3か月	R6.12.11	R7.3.10	別表第2(10)不正又は不誠実な行為	阿相建設株式会社は、山形市が発注した「月夜沢川河川改修工事」の一般競争入札に参加し、令和6年11月15日に落札決定を受けたが、契約書の提出を行わずに山形市契約規則第2条第3項に規定する日数を超過したため、落札決定の取消しに至った。
3	明光技研株式会社	市外	12か月	R7.3.5	R8.3.4	別表第2(6)競売入札妨害又は談合	明光技研株式会社の代表取締役は、高畠町が発注した「川合橋外橋梁補修設計業務」において、同町職員から不当に価格情報を得て、入札の公正を害したとして、令和7年2月16日、公契約関係競売等妨害の容疑により山形県警に逮捕された。
4	パナソニック産機システムズ株式会社	県外	2か月	R7.3. 5	R7.5.4	別表第2(8)建設業法違反	パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたとして、令和7年1月31日、国土交通省関東地方整備局から、令和7年2月15日から22日間の営業停止処分を受けた。